

天童市告示第117号

令和2年度天童市中小企業者（定率給付）緊急経営支援給付金交付要綱を次のように定める。

令和2年5月14日

天童市長 山本 信治

令和2年度天童市中小企業者（定率給付）緊急経営支援給付金交付要綱

（趣旨）

第1条 市長は、市内経済の持続を図るため、中小企業者等がその経営を維持するための取組を行う場合において、天童市補助金等に係る予算の執行の適正化に関する規則（昭和43年市規則第20号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内において、当該対象者に対し、給付金を交付する。

（給付対象者）

第2条 給付金の交付を受けることができる者（以下「給付対象者」という。）は、国の持続化給付金の給付を受けたものであって、かつ、次の各号いずれにも該当するものとする。

- (1) 市内に本社又は本店を有すること。
- (2) 主たる業種が日本標準産業分類（平成21年総務省告示第175号）に規定する農業、林業及び漁業以外の業種に該当するものであること。
- (3) 令和2年度天童温泉等緊急経営支援給付金（令和2年市告示第115号）又は令和2年度天童市中小企業者（飲食業）緊急経営支援給付金（令和2年市告示第116号）の規定による給付を受けていないこと。
- (4) 当該給付金受給以後も事業継続の意思があること。
- (5) 平成31年度の市税に滞納がないこと。

（給付対象経費及び給付金の額）

第3条 給付金の交付の対象となる経費は、給付対象者が行う経営の維持に要する経費とし、給付金の額は10万円又は国の持続化給付金の額の10分の1に相当する額のいずれか低い方の額とする。

（交付申請書及び実績報告書等）

第4条 規則第5条に規定する補助金等の交付申請書の提出期限は市長が別に定める日とし、添付すべき書類は次に掲げるとおりとする。

- (1) 天童市中小企業者（定率給付）緊急経営支援給付金申請書（兼）請求書

(様式第 1 号)

(2) 国の持続化給付金の給付額が確認できる書類等の写し

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の交付申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、適正と認められるときは、速やかに当該給付対象者に当該給付金に係る交付決定通知書(様式第 2 号)を通知し、給付金を交付するものとする。

3 前項の規定による交付があったときは、当該交付をもって規則第 1 4 条に規定する補助事業等実績報告書の提出があったものとみなす。

(給付の取消し)

第 5 条 市長は、給付を受けた者が、偽り又はその他不正な手段により給付を受けたときは、当該給付金の全部又は一部の返還を求めることができる。

(帳簿等の保管)

第 6 条 規則第 2 2 条に規定する帳簿及び証拠書類は、令和 3 年 4 月 1 日から起算して 5 年間保管しなければならない。

(委任)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行し、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。



年 月 日

(宛先) 天童市長

(申請者) 郵便番号 〒
所在地
事業所名
代表者の職・氏名
電話番号 (店舗)
(携帯)

印

(自宅)

天童市中小企業者（定率給付）緊急経営支援給付金申請書（兼）請求書

標記の件について、下記のとおり申請及び請求します。また、審査にあたり市税納付状況を確認することに同意します。

1 宣誓（当てはまるもの全てに☑）

<input type="checkbox"/>	当該給付金交付要綱第2条に規定する要件を満たします。
<input type="checkbox"/>	当該給付金受給後においても当該事業の継続の意思を有します。
<input type="checkbox"/>	市税に滞納は有りません。
<input type="checkbox"/>	暴力団関係者等との利害関係を有しません。



※上記の全ての欄に☑がある場合のみ給付金を受けることができます。

2 主たる業種

業種区分	
------	--

※複数の業種を営む場合は、主たる業種を記入してください。

※業種区分は、別表に掲げる日本標準産業分類（大分類）から転記してください

3 申請額

持続化給付金 給付額 (ア)	(ア) × 1 / 10 (イ)	上限額 (ウ)	申請（請求）額 (イ) 又は (ウ) のい ずれか低い方の額
円	円	100,000 円	円

※ (イ) に小数点未満の端数が生じる場合は、小数点未満を切り捨てて記載してください。

4 振込先金融機関

金融機関名		種類 (☑)	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座 <input type="checkbox"/> その他
支店名		口座番号	
口座名義人 (カタカナ)			

様式第2号（第4条関係）

指令 第 号
年 月 日

様

天童市長 山 本 信 治

天童市中小企業者（定率給付）緊急経営支援給付金交付決定通知書

付で申請ありました令和2年度天童市中小企業者（定率給付）緊急経営支援給付金について、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 申請（請求）額 円

2 決定（支払）額 円

3 申請額と決定額が異なる事由

4 その他

偽り又はその他不正な手段により給付を受けたときは、当該給付金の全部又は一部の返還を求める場合があります。

※この交付決定通知書は電子印影を使用しています。

別表（様式第1号関係）

日本標準産業分類（大分類）

業種区分	備考
農業，林業	
漁業	
鉱業，採石業，砂利採取業	
建設業	
製造業	
電気・ガス・熱供給・水道業	
情報通信業	
運輸業，郵便業	
卸売業，小売業	
金融業，保険業	
不動産業，物品賃貸業	
学術研究，専門・技術サービス業	
宿泊業，飲食サービス業	
生活関連サービス業，娯楽業	
教育，学習支援業	
医療，福祉	
複合サービス事業	簡易郵便局、事業協同組合等
サービス業（他に分類されないもの）	自動車整備業、廃棄物処理業、各種修理業、警備業、派遣業等
公務（他に分類されるものを除く）	